アドバイス・レポート案

平成 20年5月14日

平成 20年2月28日付けで第三者評価の実施をお申込みいただいた特別養護老人ホーム久美浜苑につきましては、第三者評価結果に基づき、下記のとおりアドバイスをいたしますので、今後の事業所の運営及びサービスの提供に役立ててください。

記

(様式6) **評価結果対比シート**

事業所番号	2672400013				
事業所名	特別養護老人ホーム久美浜苑				
受診メインサービス	↑護老人福祉施設				
サービス(複数記入	短期入所生活介護施設(予防を含む)、居宅介護支援(予防を含む)				
訪問調査実施日	平成20年4月23日				
評価機関名	きょうと介護保険にかかわる会				

1.77	中項目 (1)組織の理念運用方 針	小項目		評価項目		i結果
大項目						第三者評価
I 健全な 組織体制		1		組織の理念が、利用者及びスタッフ等に周知され、法人の理事長及び事業所の管理 者等(以下、「責任者等」という。)を含むスタッフ全員が、理念に沿ったサービ スの提供を実践している。	Α	Α
		2		事業所の運営方針が、利用者及びスタッフ等に周知され、責任者等を含むスタッフ 全員が、運営方針に沿ったサービスの提供を実践している。	Α	Α
		3	運営規程の遵守	事業所の運営規程が、利用者及びスタッフ等に周知され、責任者等を含むスタッフ 全員が、運営規程に沿った事業所の運営及びサービスの提供を実践している。	В	А
	(2)組織体制	1	責任者等の協働	責任者等は、介護サービスの質の向上に熱意を持ち、事務所の運営について、ス タッフと共に取り組んでいる。	Α	Α
		2	把握	管理者は、事業の実施状況等を把握し、いつでもスタッフに対して具体的な指示を 行うことができる。	Α	Α
		3	透明性の確保	責任者等は、公正・適切なプロセスで意思決定を行い、組織としての透明性の確保 を図っている。	Α	Α
		4		利用者の主治医や医療機関・介護保険施設との間で、連携体制又は支援体制が確保 されている。	Α	Α
	(3)労働環境	1	労働環境への配慮	質の高い介護サービスを提供することができるよう、スタッフの労働環境に配慮している。	Α	Α
		2	ストレス管理	スタッフの業務上の悩みやストレスを解消するために、具体的な取組みを行い、業 務の効率を高めている。	В	А
		3		スタッフが充分にくつろげ、心身を休めることができる休憩場所を確保し、必要な 設備・備品を備えている。	Α	Α
	(4)課題の設定	1		外的環境の変化や傾向を見極めた上で、事業の運営における重点課題が設定され、 組織全体として課題の達成が図られている。	В	Α
		2	業務レベルにおける課題 の設定	各業務レベルにおいて課題が設定され、スタッフ全員が課題の達成に取り組んでい る。	В	Α
	(5)人材の確保・育成	1)	確保	スタッフの採用時において、質の高い介護サービスを提供できる人材の確保を主眼としている。	Α	Α
		2	実施	採用時研修・フォローアップ研修等を実施しており、スタッフは、段階的に必要な知識や技能を身につけることができる。	Α	Α
		3	OJTの実施	スタッフが業務を通じて日常的に学ぶことを推進しており、スーパーバイズ(指導・助言)を行う体制がある。	Α	Α
			.	小 計(A=2点、B=1点、C=0点として点数化のこと)	26	30

1-7-5	1-7-0	小石口		-T/T-T 0		結果
大項目	中項目		小項目	評価項目	自己評価	第三者評価
Ⅱ適正な サービス	(1)サービスの品質の確保			事故防止や安全確保を踏まえた業務マニュアルが作成され、スタッフに活用されて いる。	Α	Α
提供体制		2		利用者の状況及びサービスの提供状況等が適切に記録されており、サービス提供を 円滑に行うための工夫がされている。	Α	Α
		3		スタッフ間の申し送りや情報伝達を確実に行うとともに、重要な事項については、 全てのスタッフに伝わる仕組みとなっている。	Α	Α
		4		定期的又は必要に応じてケアカンファレンス(介護検討会)が開催され、意見交換が行われている。	Α	А
	(2)個別援助計画	1		利用者一人ひとりの心身の状況や生活状況、利用者及びその家族の希望等を踏まえ たうえでアセスメントを行っている。	Α	Α
		2		アセスメントに基づき、利用者一人ひとりの目標を明らかにした個別援助計画を作成している。	Α	Α
		3	専門家等に対する 意見照会	個別援助計画の策定に当たり、必要に応じて利用者の主治医・OT/PT・介護支援専門 員・他のサービス事業所等に意見を照会している。	Α	Α
		4	集約	個別援助計画の策定に当たっては、当該利用者に関わる全てのスタッフの意見を採 り入れており、共通認識に基づく目標達成が図られている。	Α	Α
		5	個別援助計画の 見直し	定期的又は必要に応じて、個別援助計画の見直しを行っている。	Α	Α
	(3)利用者等の希望尊 重	1		個別援助計画の策定及びサービスの提供内容の決定に際して、利用者及びその家族 の希望を尊重している。	Α	Α
		2	希望等を引き出す 働きかけ	利用者やその家族が、希望や要望、気掛かりなこと等をスタッフに気軽に伝えた り、相談できる機会を確保している。	Α	Α
	(4)衛生管理	1		感染症の対策及び予防に関するマニュアルの作成等により、スタッフ全員が感染症 に関する知識をもってサービスの提供を行っている。	Α	Α
		2		施設 (事業所) 内における物品等の整理・整頓及び衛生管理を行い、効率的かつ安全なサービスの提供を行っている。	Α	Α
	(5)危機管理	1		事故や緊急時等における対応等を定めたマニュアルがあり、年に 1 回以上、必要な 研修又は訓練が行われている。	Α	Α
		2	事故の再発防止 等	発生した事故等に係る報告書や記録を作成し、事故の再発の防止のために活用して いる。	Α	Α
		•		小 計(A=2点、B=1点、C=0点として点数化のこと)	30	30

大項目 中項目		小項目		評価項目		i結果
入項日	甲項日		小項日	計圖視口		第三者評価
Ⅲ 利用者保護 の観点	(1)利用者保護	1	人権等の尊重	利用者の人権や意思の尊重について、常に問題意識をもってサービスの提供を行っている。	Α	Α
or Manue		2		利用者のプライバシーや羞恥心について、常に問題意識をもってサービスの提供を 行っている。	В	В
		3	個人情報保護	利用者の個人情報の保護及び職務上の守秘義務について、スタッフに徹底している。	Α	Α
		4	利用者の決定方 法	サービス利用者等の決定を公平・公正に行っている。	Α	А
	(2)情報提供	1		事業所の概要及びサービス内容について、利用者やその家族にわかりやすく説明を 行っている。	Α	Α
		2	利用者に係る情報 交換	サービス利用時の状況について家族に情報提供を行い、家族から家庭での状況について情報を得る等、情報交換を行っている。	Α	А
		3		利用者やその家族から、提供を受けたサービスの内容や費用の明細等について情報 開示の請求があった場合には、適切に対応している。	Α	Α
		4	地域への情報公 開	事業所の運営理念を地域に対して啓発・広報するとともに、事業所の機能・知識等を地域社会に提供している。	Α	Α
	(3)利用契約	1	料金の明示と説明	介護サービスの利用に際して必要となる料金について、根拠を明らかにして利用者 にわかりやすく説明している。	Α	А
		2	合意書面の作成	サービスの提供開始に当たっては、利用者及び事業者双方の権利・義務を明らかに し、合意の結果を契約書等として書面にしている。	Α	Α
				小 計(A=2点、B=1点、C=0点として点数化のこと)	19	19

大項目	中項目	小項目		評価項目		i結果
人坦日	中項日 小項日		小項日			第三者評価
IVサービスの 質の向上の取組			苦情・相談窓口の 明示	利用者からの苦情や相談を受けつける窓口及び担当者等が明示され、利用者及びその家族に周知されている。	Α	А
		2	苦情やトラブルへ の対応	苦情やトラブルがあった場合には、組織として迅速かつ誠意をもって対応している。	Α	А
		3	第三者への相談 機会の確保	公的機関等の窓口に相談や苦情を訴えるための方法を、利用者及びその家族に周知 している。	Α	Α
		4	苦情に基づくサー ビスの改善	利用者からの苦情をサービスの向上に役立てている。	В	В
	(2)質の向上に係る取組	1	利用者満足度の 把握	利用者の満足度を把握し、サービスの質の向上に役立てている。	В	В
		2	検討体制	サービスの質の向上に係る検討体制を整備し、責任者等を含むスタッフ全員が積極 的に参加している。	Α	Α
		3	評価の意義についての周知	サービス評価を行うことの意義及び評価結果をサービス改善に活かすことが、責任 者等を含むスタッフ全員に周知され、理解されている。	В	Α
	(3)評価の実施	1	自主点検の実施	京都府が各事業所に配布している「自主点検表」を活用して、年に1回以上、自主 点検を行っている。	В	В
		2	自己評価の実施	事業所の体制及びサービスの内容に係る自己評価を定期的又は必要に応じて行い、 自らが提供するサービスの質の改善に役立てている。	В	Α
		3	第三者評価の受け 入れ	客観的なサービス水準の把握のために第三者評価を受け、評価結果を積極的に公表 している。	Α	Α
			•	小 計(A=2点、B=1点、C=0点として点数化のこと)	15	17

【大項目ごとの点数】

「八項目ことの派数」						
大項目	自己評価	第三者評価 結果				
I 健全な組織体制	26	30				
Ⅱ適正なサービス 提供体制	30	30				
Ⅲ利用者保護の観 点	19	19				
Ⅳサービスの質の 向上の取組	15	17				

【達成率換質表】

【達成率換算表]						
大項目	達 成 率						
入垻日	自己	評価	第三者評価				
I健全な組織体制	26/30	87%	30/30	100%			
Ⅱ適正なサービス 提供体制	30/30	100%	30/30	100%			
Ⅲ利用者保護の観 点	19/20	95%	19/20	95%			
IVサービスの質の 向上の取組	15/20	75%	17/20	85%			

